

ご存知ですか？

国民年金保険料免除制度



国民年金の第1号被保険者(自営業など)で、保険料を納めることが困難な方には、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

1 申請免除(全額・一部)

前年所得が一定基準以下で収入が少なく、保険料の納付が困難な方は、申請書を提出し承認された場合、保険料の全額または一部の納付が免除されます。

申請免除は4段階で、「全額免除」、「4分の3免除」、「半額免除」、「4分の1免除」があります。

○申請免除の対象となる方

「申請者本人」、「申請者の配偶者」、「世帯主」の前年の所得が、それぞれ定められた基準に該当することが要件となります。

2 若年者納付猶予

30歳未満の方で収入が少なく、保険料の納付が困難な方は、申請書を提出し承認された場合、保険料の納付が猶予されます。

○納付猶予の対象となる方

「申請者本人」、「申請者の配偶者」の前年の所得が、それぞれ定められた基準に該当することが要件となります。

免除申請の対象となる所得のめやす

扶養人数	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
3人扶養 (夫婦・子2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
1人扶養 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
扶養なし	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

※本人、配偶者、世帯主それぞれが基準に該当していることが必要です
 ※全額免除以外は社会保険料控除等の額によって変わります
 ※若年者納付猶予については全額免除の基準になります
 ※()内については収入となります

◎申請免除・納付猶予の承認期間は7月から翌年6月までです。
 なお、平成22年7月末までの申請に限り、平成21年7月から平成22年6月までの申請ができます。

◎全額免除・若年者納付猶予は継続申請ができます。

申請時にあらかじめ申請書に継続希望を明記することにより、翌年度以降改めて申請を行わなくても継続して申請があったものとみなされ審査されます。

3 学生納付特例

学生本人の前年所得が118万円以下である場合、申請書を提出し承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は4月から翌年3月までです。申請は毎年必要です。

◎申請手続きに必要なもの
 ・年金手帳または基礎年金番号がわかるもの
 ・認印(本人署名の場合は不要)
 ・失業などを理由とするときには、「雇用保険受給資格者証」等の写し

・学生納付特例は、平成22年度有効の学生証の写し
 ◎追納について
 免除を受けた期間の保険料は10年以内なら後から納めることができます。(これを追納といいます) 追納することによって老齢基礎年金の年金額を満額に近づけられます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に計算額がつきまですので、早めの追納をおすすめします。

◎問い合わせ

保険福祉課 ☎内線275



検討しています

遊休農地を

そば畑に!!



遊休農地を花の見所に

私たちの食生活においてなくてはならない「食」。この「食」を支える産業のひとつである農業が大変厳しい状況にあり、遊休農地が増えています。

これは、農家の皆さんの高齢化により農作業できる面積が減ってしまったことや後継者不足などが原因となっています。

このため町では、農業の活性化と地場産商品の創出を目的に、遊休農地を所有する農家の方の協力のもと、農地をそば畑にしていきたいと考えています。

そば打ち体験会を予定

そばの収穫時期には、町民の皆さんに参加いただきながら体験型収穫を実施し、収穫したそばのそば打ち体験会を予定しています。

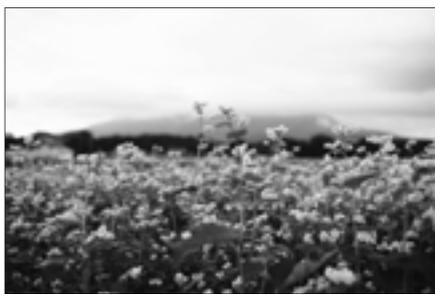
里そばとして名産品に

今後は農家の皆さんだけでなく、そばに関心のある町民の方に協力いただき、そば畑を拡大し、町を元気にしていきたいと考えています。

そして、里そばを作り、名産品として全国に打ち出していきたいと考えています。

◎問い合わせ

環境経済課 ☎内線263



▲そばの花畑 (イメージ)